

国からの授業料支援

こうとうがっこうこうとうしゅうがくしえんきん
高等学校等就学支援金



全ての意志ある高校生が安心して勉学に打ち込める社会をつくるため、授業料に充てる高等学校等就学支援金を生徒に支給し、家庭の教育費負担を国が支援する制度です。

社会全体の負担により、学びが支えられていることを自覚し、将来、社会の担い手として広く活躍されることが期待されています。

(※貸与型の奨学金ではありませんので、返済は不要です。)

2. 対象となる学校

- ・高等学校・中等教育学校後期課程
- ・特別支援学校高等部
- ・高等専門学校(1年生～3年生)
- ・専修学校高等課程
- ・国家資格者養成課程に指定された専修学校
 - ①准看護師、②調理師、③製菓衛生師の養成課程の指定を受けたもの
- ・文部科学大臣に指定された外国人学校

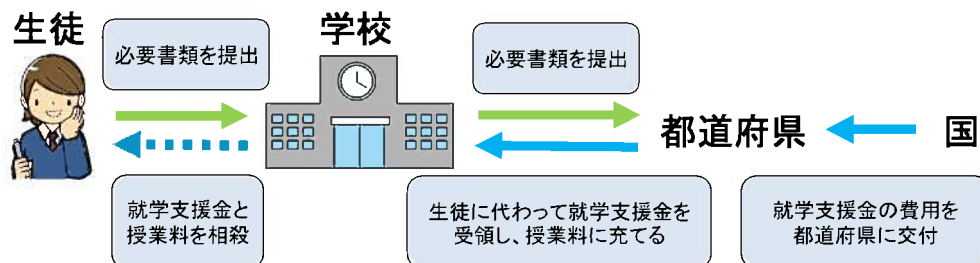
国立・公立・私立
は問いません



3. 支給方法

就学支援金は、学校設置者(学校法人等)が生徒本人に代わって受け取り、授業料と相殺されます。生徒や保護者が直接受け取るものではありません。

授業料と就学支援金との差額については、負担いただく必要があります。
(学校によっては、一旦授業料を納め、後日、生徒や保護者が就学支援金相当額を受け取る場合もあります)。



4. 受給するために必要な手続・書類

申請をしなければ支援は受けられません

(1) 申請手続（4月の入学時）

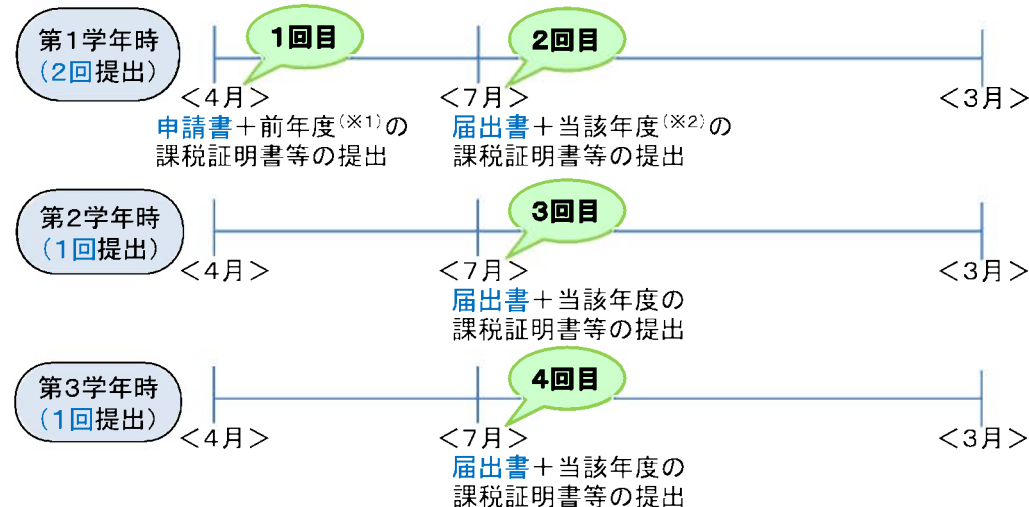
- ①申請書（進学先の高校で配布されます）
②課税証明書（市役所・出張所等で取得可能）などの保護者の所得を証明する書類（市町村民税所得割額が分かるもの）として、都道府県が定める書類
⇒詳細は、裏面6. 7.

(2) 届出手続（毎年6月～7月頃）

- ①届出書(進学先の高校で配布されます)
②上記(1)と同様(課税証明書など)

①と②を高校に提出し、認定されれば就学支援金が支給されます。

※②は原則、親権者(例:父母がいる場合、父と母の両方)全員分が必要です。
※その他、都道府県ごとに必要書類を定めている場合があります。



※1 平成28年度に提出する場合は、27年度の課税証明書等

※2 平成28年度に提出する場合は、28年度の課税証明書等

「市町村民税所得割」とは、住民税の税額のひとつで、所得に応じて課税されます。

5. いくらもらえるの？

市町村民税所得割額（保護者の合算）	支給額（全日制・年額）
30万4,200円未満 （年収590万円～910万円未満程度）	11万8,800円 公立 私立
15万4,500円未満 （年収350万円～590万円未満程度）	17万8,200円
5万1,300円未満 （年収250万円～350万円未満程度）	23万7,600円
0円（非課税） （年収250万円未満程度）	29万7,000円

※受給資格の確認は、年収ではなく、市町村民税所得割額で行います。
この額が30万4200円以上の場合、授業料の全額を負担していただきます。
また、授業料と就学支援金の差額は負担していただきます。

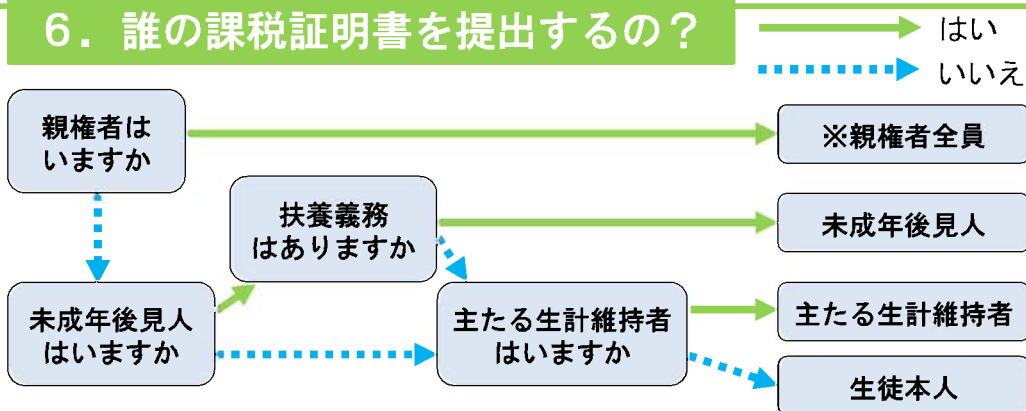
※上記年収はサラリーマン世帯の目安です

（両親の一方が働いていて、高校生1人、中学生1人の家庭の場合）。

年収目安は家庭の状況（家族構成、サラリーマンか自営業か等）で大きく異なる場合があります。**必ず市町村民税所得割額を確認ください。**

※定時制・通信制の場合、支給額が異なります。

6. 誰の課税証明書を提出するの？



※次の場合、該当する親権者の課税証明書等の提出は不要です。
・ドメスティック・バイオレンスなどの理由により提出が困難な場合
・海外に在住しており、住民税が課されていない場合 等
詳細については、学校・都道府県にご相談下さい。

7. 課税証明書って何？

（市区町村により形式は異なります）

CHECK!!

課税証明書

		所得割額	均等割額
市民税		0円	0円
県民税		0円	0円

納税義務者 住所 氏名

年度	所得の金額	税額	所得割額	均等割額	年税額
平成 年度 (平成 年分所得)	収入金額 給与 公的年金等	0円	0円	0円	0円
	所得の金額の内訳	本人該当	扶養該当	所得割額	課税標準額
総所得	0円	特別障害者	控除配	雑損	総所得
内給与	0円	その他障害者	老人控除配	医療	土地等事業雑
土地等事業雑	0円	老年者	同居老親等	0円	分離短期譲渡
分離短期譲渡	0円	寡婦	妻と扶養	0円	分離長期譲渡
分離長期譲渡	0円	特別寡婦		0円	0円
株式等の譲渡	0円			0円	0円
上場株式配当	0円			0円	0円
先物取引所得	0円			0円	0円
山林	0円			0円	0円
退職	0円			0円	0円

その他の事項

都道府県民税・均等割は含みません。東京23区にお住まいの方は、区民税所得割をご確認下さい。

◆市町村民税所得割額は以下の書類で確認できます。

- 課税証明書（市町村役場、出張所で発行）
 - 市民税・県民税等の「特別徴収税額の決定・変更通知書」（勤務先を通じて配布。6月頃に配布されるので、大切に保管して下さい。）
 - 住民税納税通知書（自営業の場合に市町村から送付）
- ※源泉徴収票では確認できません。

◆税の申告をしておらず、課税証明書等が発行されない場合には、まず申告をして下さい。

■都道府県等では、就学支援金とは別に、収入に応じた独自の授業料減免や奨学金事業（給付型・貸与型）を設けている場合があります。各都道府県の問い合わせ先は、以下の文部科学省HPに掲載しています。

■お問合せ先：

文部科学省高校修学支援ホットライン（平日10:00～17:00）電話 03-6734-3176
ホームページ：http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/index.htm

